

# 豊岡市立新田小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月3日 改訂

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

## 2 校内組織対応(体制)

・いじめ対応チームの活用(拡大生活委員会)

学校長 教頭 主幹教諭 生徒指導 養護教諭 学級担任 スクールカウンセラー  
必要により外部人材(弁護士や警察官経験者等)を組織に入れる。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 基本的な考え方

「いじめ」はどの学校・どの学級・どの子どもでも起こりうるものであることを踏まえ、学校組織全体の協力体制のもと、心の通う対人関係を構築できる社会性を育む。

- ・個に応じた授業、分かる授業づくり
- ・学校生活、授業、学級の中で子どもの自己有用感、自己肯定感の育成、学級づくり、道徳教育の充実、行事の活用
- ・教職員の子どもと向き合う時間の確保
- ・教師、保護者、地域が連携し多くの目で見守る体制づくり

### (2) いじめについての共通理解

- ・保護者への情報提供、啓発活動、教育相談、PTA情報モラル講演会、学校広報等
- ・教職員の校内研修(いじめ防止等のための基本的な方針等) 校外研修の情報共有
- ・小さな事象を見逃さない、全職員への情報の共有化

### (3) 研修の充実

- ・子ども向け情報モラルの研修
- ・教職員の研修
- ・PTA情報モラル講演会(職員・児童・保護者) 等

(4) 教育活動を通じての自己有用感や自己肯定感の育成

- ・学級づくり(褒める 認める 支える 感謝する心の育成)
- ・授業を通じて学級づくり
- ・道徳、体験活動の充実
- ・行事、異年齢集団活動の活用

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・外部人材の活用とふるさと教育の充実
- ・豊岡市学警連絡会議による情報の共有
- ・オープンスクールの実施、学校便り、学級通信の発行による情報提供
- ・手伝い、親子読書等を通じた親子の信頼関係の充実

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

学校生活を通じ小さな変化や小さな事象を見逃さず、全職員で情報の共有を図るとともに、全ての子どもが安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校、学級づくりを目指す。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・毎月、無記名による「いじめアンケート」の実施
- ・アセステストの実施と分析（各学期）
- ・子どもの心を理解する強化月間アンケート、教育相談の実施（5月、9月、2月）
- ・普段からの相談体制づくり
- ・日々の観察と情報の共有に努める

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめを受けた子どもや、いじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対し事情を確認したうえで組織的かつ適切に指導する。また、日々継続的な見守りを行うとともに家庭や教育委員会、関係機関等との連絡・相談・連携を速やかに実施する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・当該学級担任一人で抱え込まず、情報を収集し事実確認したうえで、的確な役割分担をし、学校長以下学校組織全体で問題解決にあたる。
- ・学校の取組について保護者に伝え保護者と連携して問題解決にあたる。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられている子、情報提供者の安全、保護を最優先に考え対応にあたる。
- ・心のケアを継続的に実施する。
- ・学校の取組について保護者に伝え、保護者と連携して問題解決にあたる。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじている側に立つ子どもについては、事実確認に基づき人格の成長に重点をおき、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導に当たる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・集団内で傍観の立場にいる子どもたちに対しても、いじめと同様であること事を指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・インターネットの情報の特性を踏まえ、いじめを防止するための情報モラルの定着と啓発活動を充実させる。
- ・相談窓口の周知、啓発を図る。

(7) 関係機関との連携について

- ・教育委員会、警察、児童相談所など関係機関と適切な連携を促進する

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

- ・いじめ防止についての取組評価アンケートの実施（各学期7・12・3月）
- ・PDCAサイクルによる定期的な見直しを図る。（Plan Do Check Action）
- ・いじめ対応チームの組織会議
- ・いじめ対応チームの組織会議を踏まえた校内研修の実施
- ・教職員の資質向上に向けた校内研修の実施